

奈良県立盲学校 いじめ防止に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、生徒等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

1 未然防止に向けての取組

○認め合い支え合う集団づくり

- ・「居場所」づくりと「絆」づくり
- ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
- ・生徒等の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援

○人権意識の高揚と豊かな心の育成

- ・人権教育の充実
- ・道徳教育の充実

○情報教育の充実

- ・情報モラル教育の推進
- ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発

○生徒等の様子の把握

- ・共感的生徒理解

○保護者・地域・関係機関との連携

- ・保護者への啓発と情報発信
- ・地域への情報発信と関係機関との連携

2 早期発見に向けての取組

○情報の収集

- ・教職員の“気付く力”を高める
※校内職員研修の実施、校外で行われる研修会への参加
- ・生徒等、保護者、地域からの情報収集
※いじめアンケートの実施、いじめに関する保護者宛文書の発出
- ・休み時間等の校内巡視
- ・定期的な面談による情報収集（生徒等・保護者）
- ・学校生活の実態把握を定期的実施
※生徒等への聞き取り面談の実施、保護者との懇談の実施

○相談体制の充実

- ・いじめ相談窓口の設置（校内）
- ・いじめ相談窓口の周知（校外）

○情報の共有

- ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
- ・要配慮生徒等の情報共有

- ・ 申し送り事項の確認と徹底
- ・ 「個人別生活カード」の活用